別紙６　（裏面）

　〔注意〕

　　１　障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条、第45条の２又は第45条

　　　の３の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第６号の２、

　　　様式第６号の３又は様式第６号の４を使用すること。

　　２　①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号

　　　及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加

　　　工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。

　　３　②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の

　　　合計数を記載すること。

　　４　⑥欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別

　　　表第４の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容

　　　を具体的に記載すること。

　　５　⑦欄には、⑥欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。

　　６　⑧(ｲ)欄並びに⑨(ﾎ)、(ﾍ)、(ﾇ)、(ﾙ)及び(ﾖ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。

　　７　⑧(ﾆ)欄には、⑧(ﾊ)欄の数に⑦欄の除外率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数がある

　　　ときは、その端数を切り捨てた数）を⑧(ﾊ)欄の数から控除した数を記載すること。

　　８　⑨欄及び⑩欄の（　）内には、内数として、本年６月１日以前１年間に新規に雇い入れた者

　　　の数を記載すること。

　　９　⑧(ﾊ)及び(ﾆ)欄、⑨(ﾘ)、(ｶ)及び(ﾚ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第１位まで記載するこ

　　　と。

　　10　⑪欄には、小数点以下第３位を四捨五入した数を記載すること。

　　11　⑫欄には、⑧(ﾆ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるとき

　　　は、その端数を切り捨てた数）から、⑩欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第１

　　　位まで記載すること。）。ただし、その数が０を下回る場合は、０を記載すること。

　　　　なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.0、特殊法人（障害者の雇用の促進等に

　　　関する法律施行令別表第２に掲げるものに限る。）にあっては100分の2.3であること。

　　12　Ｄ欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任される者をいうものであるこ

　　　と。